

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年6月4日

**【会社名】** 石原産業株式会社

**【英訳名】** ISHIHARA SANGYO KAISHA,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田 中 健 一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 大阪市西区江戸堀1丁目3番15号

**【縦覧に供する場所】** 当社東京支店  
(東京都千代田区富士見2丁目10番2号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第90期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

当社の完全子会社であるISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.(以下「IBE」という。)を通じて発行済株式総数の28%を間接保有する当社の持分法適用関連会社である、BELCHIM CROP PROTECTION N.V.(以下「BCP」といいます。)において、売上計上の操作等の不適切な会計処理が行われていた疑義が判明しました。その実態調査のため、平成30年3月9日に社内調査委員会を設置し、専門的かつ客観的な視点から事実関係の正確な把握および再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

この結果、平成30年6月2日に社内調査委員会より調査報告書が当社取締役会に提出され、売上の前倒計上、及び売上の架空計上等の不適切な会計処理があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第90期から第94期の有価証券報告書、及び第93期から第95期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、BCPにおいて、経営者自らによる内部統制の無視や取締役会の監督不足があったこと、IBE及び当社において、持分法適用関連会社としての統制の限界がある中で、財務諸表及び当社事業に及ぼす影響度の重要性を考慮したBCP報告数値の検証体制を整備できなかったことなどの不備があり、結果として内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、BCPの全社的な内部統制と、IBEの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制及び、IBE及び当社の関連会社に対する情報確認等のモニタリング体制に関する全社的な内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会報告書の提言に従った再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

以上